

業務委託契約書

一般財団法人雇用開発センター（以下「甲」という）と畑田 典子（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

第1条（委託業務）

甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

- （1）甲の運営するサイトに寄せられる労働相談への回答
- （2）甲の運営するサイトに掲出される雇用・労働関連記事に対する監修業務

第2条（委託料）

- 1 甲は乙に対し、本業務の対価として、以下の金額を支払う。
 - ・労働相談への回答=1件あたり 3,000円（税別）
 - ・サイト掲載記事の監修=サイト1ページあたり 3,000円（税別）
- 2 甲は、前項に定める委託料を委託業務発生月の翌月 25日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。

第3条（契約期間・契約更新）

- 1 契約期間は、2021年8月1日から2022年3月31日までとする。
- 2 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに6ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

第4条（再委託の制限）

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

第5条（秘密保持）

乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第6条（反社会的勢力に関わる事項）

甲および乙は、自ら(代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含む)が反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力をいう。以下同じ)ではないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力と関係を有していないこと、反社会的勢力を利用しないこと、法的責任を超えた不当な要求を行わないこと、業務を妨害する行為や名誉・信用を毀損する行為を行わないことを誓約し、保証する。

- 2 甲または乙が前項に違反した場合、相手方当事者は直ちに本契約およびその他締結済みの契約を解除できるものとし、当該解除権の行使により有責当事者に損害が生じても、相手方当事者は損害賠償責任を負わない。
- 3 前項による解除権の行使は、有責当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

第7条（解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- （1）破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- （2）第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- （3）監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- （4）解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- （5）自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- （6）相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- （7）相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- （8）相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- （9）その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第8条（契約終了後の処理）

本契約終了後、乙は、甲の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還または破棄するものとする。

第9条（裁判管轄）

本契約に関する一切の争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第10条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約の成立を証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2021年8月1日

甲：東京都千代田区1丁目11番28号
一般財団法人雇用開発センター
代表理事 中道 浩

乙：岡山県岡山市北区下伊福1-2-20
畑田 典子